

令和4年度第2回個人住民税検討会

日時：令和4年9月27日(火)14:00～

場所：総務省9階 904会議室

※対面とWEB (skype) の併用開催

1 開会

2 議題

(1) 住所地課税と源泉地課税の考え方について

(2) 個人住民税の現年課税化について

3 閉会

(配布資料)

資料1 第1回 個人住民税検討会議事概要

資料2 住所地課税と源泉地課税の考え方について

資料3 個人住民税の現年課税化について

(令和4年度) 第1回 個人住民税検討会議事概要

- 1 日 時 令和4年7月15日(金)15時00分～17時00分
- 2 場 所 合同庁舎2号館 低層棟101会議室
- 3 出席者 林座長、石田委員、板橋委員、齊藤委員、坂巻委員、中村委員、平井委員、山内委員、吉本委員、江口委員(代理出席)、小畑委員(代理出席)
- 4 議事次第
 - (1) 開会
 - (2) 個人住民税における金融所得課税について
 - (3) 個人住民税における二地域居住の論点について
 - (4) 閉会
- 5 議事の経過
 - 議題「個人住民税における金融所得課税について」に関して、総務省からの説明の後、意見交換が行われた。
 - 議題「個人住民税における二地域居住の論点について」に関して、総務省からの説明の後、意見交換が行われた。

(「個人住民税における金融所得課税について」に関する主な意見等)

 - 課税方式について
 - ・ 個人所得課税における金融所得の取扱いについては、所得税において分離課税を採用しているために、現在の仕組みになっているものとする。将来的には、所得税・個人住民税ともに、全て総合課税とするのがよいのではないか。
 - ・ 以前から「貯蓄から投資へ」といわれており、外国の企業を呼び込みやすいようにするためにも、分離課税は基本的に維持すべき。ただし、「1億円の壁」の問題もあることから、配当所得については、現行のとおり低率の分離課税とし、譲渡所得のうち特に大口株主が保有している株式や多額の譲渡益については、総合課税とすることも考えられるか。
 - ・ 令和4年度税制改正において、所得税と個人住民税の上場株式等の配当等に係る課税方式が一致されるよう改正されたことについては、公平性の観点から歓迎している。

○ 課税地について

- ・ 銀行口座については、住所地で作る者は一定数存在するものの、勤務地で作る者も多く、後者の場合は金融機関所在地と住所地とは合致していないのではないか。
- ・ 個人所得課税は居住地課税と源泉地課税とに整理される。源泉地課税は源泉地の判定が困難な面がある一方、住所地課税はシンプルで執行コストを抑えることができるという面がある。
- ・ 利子割について、金融機関所在地が課税することとされているが、個人住民税は、応益負担の観点から住所地課税に統一すべきではないか。課税実務上の観点から金融機関所在地課税としているに過ぎないので、よりよいやり方があれば、いつでも変更可能ではないか。

○ 税率について

- ・ 高所得者ほど所得に占める株式譲渡益の割合が大きく、そのために負担率が低くなっているというのはそのとおりだと思う。こういったことを是正していくことが与党税制大綱にも記載されているが、累進税率を採用していない地方税において、所得に応じた負担率のグラフを作るとどうなるのか。
 - 所得割の税率が10%、金融所得にかかる分離課税分の税率が5%であるため、給与所得を固定した場合、10%から金融所得が大きくなるにつれて5%に漸近する形になると考えられる。
- ・ 金融所得課税については、低税率の分離課税が導入されているが、「貯蓄から投資へ」という動きや国際的な流れもある。税率を上げると、所得税の総合課税との差が小さくなってしまふ。また、税率引上げにより投資が滞るのは非常に困るという声も多くあるので、市場への影響を小さくするような配慮が必要ではないか。
- ・ 高額所得者ほど税負担が小さくなるという課題はあるが、日本では海外に比べると富裕層は多くはない。富裕層の税率を引き上げることによって、かえって税収を増やす効果がなかったり、外資の投資も難しくなってくるのではないか。金融所得課税については、分かりやすく、シンプルで簡素なカタチが望ましい。

○ 偏在について

- ・ 金融所得課税は、東京が突出して多い印象はある。利子所得については、個人住民税とはいいつつも、担税者である預金者の住所地毎に納入することが困難なのは、金融機関側の負担を踏まえれば理解できる。
- ・ 偏在を是正することについては、全国規模で見ると大事なことだが、一部の

地方からはやめてほしいという意見が出るなど意見が割れてしまい悩ましい問題。ある程度の偏在性についてはやむを得ないのではないか。

- ・ 金融所得課税については、偏在の問題もあることから、いっそのこと、所得税においてまとめて課税した上で、現在の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の収入分については、譲与税の形で配分することも考えられるのではないか。また、配分する基準としては人口に応じて配分することが住民税の趣旨に沿うこととなるのではないか。
- ・ 昨年度の個人住民税検討会において、金融所得課税の偏在是正の方法として譲与税という方法に対しては葛藤があるような意見もあったが、調整をすることができるものとしては譲与税方式が一つあるのではないか。

○ その他

- ・ 金融所得に対する課税が地方税としてどういったものと捉えられているのかというところも検討対象としてはどうか。
- ・ 金融所得について、外国の地方政府においてはどのような制度になっているのかという点も合わせて検討すべきではないか。

(「個人住民税における二地域居住の論点について」に関する主な意見等)

○ 二地域居住と税制

- ・ 二地域居住において税負担を求めるということはあり得ると思うが、選挙権のことなども含めて全体的に考えていくことも必要ではないか。
- ・ 単身赴任をしている場合、行政サービスを多く受けることとなるのは、子供が居る側となる。行政サービスについては個人ではなく世帯で受けているという感覚があり、受益と負担の関係からすると世帯課税の方が違和感がないのではないか。
- ・ 二地域居住について、世帯や夫婦で別に二つの地域で住んでいるとか、1人で半年ずつ二つの地域で住んでいるような場合であれば、税を半分ずつ支払うということですっきりするのではないか。
- ・ 資料で紹介されている「二地域居住を推進する会」については、住んでもらうことで、消費が発生し、過疎化が防止できるなど地域の活性化という目的はあると思うが、個人住民税の課税関係についてはどこまで論点となっているのか。何が目的なのかということをもう少し理解する必要があるのではないか。
- ・ 現在、個人住民税の計算方式が複雑になっている。今後の検討にあっては、この様な状況を簡素化していくという視点が求められるのではないか。

○ 居住実態の把握について

- 二つの地域が課税するという事は実際問題として難しいと思われる。今も、住民票がない場合でも課税することができている。居住ということはどう考えるのかということについて検討が必要ではないか。
- 二地域居住の実態について、出国のタイミングに1月1日を挟まないようにするという事と似ている話なのではないか。生活実態については、非常に複雑であり、その辺を踏まえながらということになるのではないか。
- 実態把握に係る地方団体の事務量増加に加え、特別徴収義務者の事務量増加も懸念されるのではないか。
- インフラについては、人口に依存するようなものであり、人が増えればそれに合わせて施設を作る必要がある。そのため、居住実態をどのようにつかんでいくのかということを考える必要があるが、居住実態の把握について、例えば、スマートフォンを利用して、基地局をもとにある程度の居住実態の把握ができるのではないか。

○ 地方団体の事務負担について

- 二地域居住の動きは今後進むと考えている。現在、デジタル化も進んでいるなかで、東京で人手不足が生じているため、東京に住みながら、地方の仕事をしてもらうという動きもみられる。マイナンバー、マイナポータルの普及も進んでいるが、地方団体の過度な負担になることは避けるべきではないか。
- 国が制度を作り、実施していただければ対応するが、地方団体に運用を任せられた場合には、温度差がでるのではないか。どのような場合に負担をもとめるのかなど整備しなければならないものが多い。

○ ふるさと納税の活用

- 二地域居住における個人住民税については、ふるさと納税で対応するというのが現実的なのではないか。
- ふるさと納税については、制度上はよろしくないかもしれないが、強制性を強めるようなことが可能かということも含めて考えていけたらよいのではないか。

○ 現行の家屋敷課税について

- 家屋敷課税については、対象者の捕捉方法に限られる中で、対象となる全ての者に対し課税しきれているかはやや疑問があるところ。現場感触としては、本制度に対する国民の制度理解も十分でない感触はある。

○ 課税地について

- 個人事業税の課税地について、住所地ではなく、事業所のあるところで徴収すべきなのではないか。
- 二地域居住における個人住民税について、源泉地課税を認めるという方法があるのではないか。住所地で課税をする際に、税額控除によって二重課税を調整するという方法は個人住民税で取り得るのではないか。
- 現在、個人住民税は1月1日の住所地で課税することとされているが、住所地が変わることを認めると、必要経費や所得控除の分割などかなり複雑な仕組みになるのではないか。
- 個人住民税を住所地課税だけとし、その上で、ふるさと納税によって税額控除をする形としている今の仕組みは良いのではないか。

(以上)

個人住民税検討会
2022年9月27日

住所地課税と源泉地課税
の考え方について

東洋大学法学部
坂巻綾望

はじめに

二地域居住が推進されるなかで、税収をわけあう方法がないか検討する必要がある。

碓井光明『要説 地方税のしくみと法』学陽書房(2001) 92頁

「住所地課税主義においては、住所地と異なる市町村(道府県)で働く人について、応益的課税ができないという問題があるが、それは他の税によって代替することで割り切ったものと理解される(立法論として所得割の分割などの方法がありえないわけではない)。

「単身赴任者で週末に帰宅する者とか、数か月のみ他の場所で生活するような者に、例外的に、両方で納税義務者となることを認め、所得割に関し関係市町村の間で課税標準を分割する制度を設けることの検討が必要になるかもしれない」(碓井)。

2008年「ふるさと納税研究会報告書」

「住所地の地方団体に課税される納税者と住所地以外の地方団体との間で受益と負担の関係を説明することが困難である以上、住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠づけることはできない」。「『税』を分割する方式はとり得ないと考えられる」。

→納税者のふるさとに貢献したいという意思を尊重するため、寄附金控除として「ふるさと納税」を創設。

難波悠「二地域居住における公共サービス負担に関する一考察」東洋大学PPP(2016)

「現時点で個人住民税を二地域間で按分する方策を想定するのは現実的でない」として、法定外税により負担を求める方法を模索。

□ 個人住民税について源泉地課税の考え方をとりいれることはできないか(源泉地課税は応益課税と親和的)。

□ 一暦年中に住所を移転した納税者に対して、居住期間に応じて課税をすることができないか。

目次

- I わが国所得税法における居住地課税と源泉地課税
- II アメリカ合衆国州税における居住地課税と源泉地課税
- III わが国における個人住民税のあり方

I わが国所得税法における 居住地課税と源泉地課税

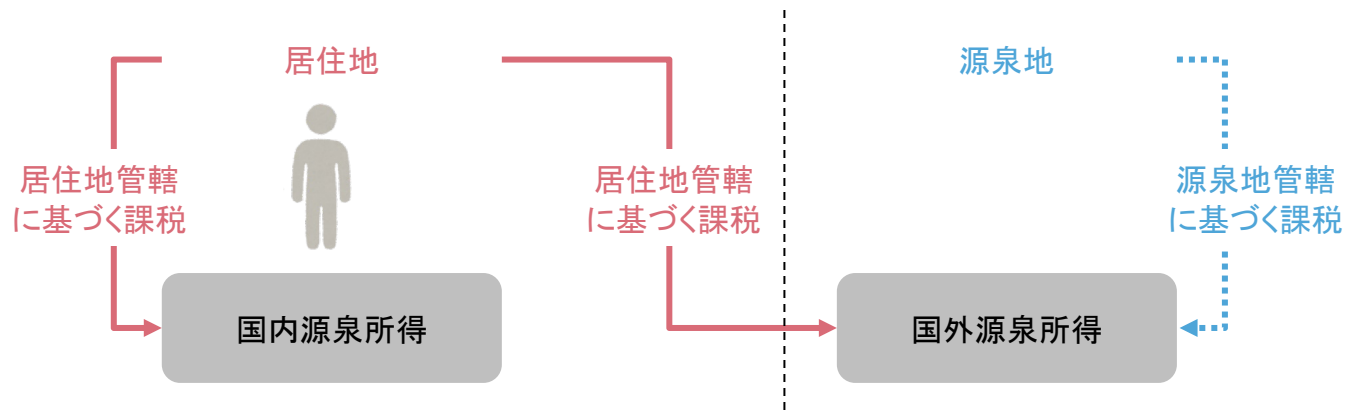
居住地管轄と源泉地管轄

居住地管轄

所得を稼得する者との人的なつながり(nexus)を根拠として、自国の居住者に課税する。

源泉地管轄

所得を産み出す活動との物的なつながりを根拠として、自国で産み出された所得、すなわち国内に源泉を持つ所得(国内源泉所得)に対して課税する。



わが国所得税法は、居住者に対しては、居住地管轄に基づいて全世界所得に課税する。全世界所得に累進税率を適用して所得税額を算出する(応能課税)。非居住者に対しては、源泉地管轄に基づいて国内源泉所得に課税する。

(参照条文)

所得税法第七条

所得税は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得について課する。

一 非永住者以外の居住者 全ての所得

二 非永住者 第九十五条第一項(外国税額控除)に規定する国外源泉所得(国外にある有価証券の譲渡により生ずる所得として政令で定めるものを含む。以下この号において「国外源泉所得」という。)以外の所得及び国外源泉所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたもの

三 非居住者 第一百六十四条第一項各号(非居住者に対する課税の方法)に掲げる非居住者の区分に応じそれぞれ同項各号及び同条第二項各号に定める国内源泉所得

居住地の判定

所得税法第2条第1項

三 居住者 国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人をいう。

五 非居住者 居住者以外の個人をいう。

民法第22条

各人の生活の本拠をその者の住所とする。

「住所」の意義

→民法22条と同義(東京地判昭和56年3月23日、神戸地判昭和60年12月2日)。客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって判断(東京高判平成20年2月28日、贈与税について最判平成23年2月18日(武富士事件))。

最高裁判所第二小法廷平成23年2月18日判決(武富士事件)

「ここ[旧相続税法1条の2]にいう住所とは、反対の解釈をすべき特段の事由はない以上、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である。」「上告人は、本件贈与を受けた当時、本件会社の香港駐在役員及び本件各現地法人の役員として香港に赴任しつつ国内にも相応の日数滞在していたところ、本件贈与を受けたのは上記赴任の開始から約2年半後のことであり、香港に出国するに当たり住民登録につき香港への転出の届出をするなどした上、通算約3年半にわたる赴任期間である本件期間中、その約3分の2の日数を2年単位(合計4年)で賃借した本件香港居宅に滞在して過ごし、その間に現地において本件会社又は本件各現地法人の業務として関係者との面談等の業務に従事しており、これが贈与税回避の目的で伪装された実体のないものとはうかがわれないのに対して、国内においては、本件期間中の約4分の1の日数を本件杉並居宅に滞在して過ごし、その間に本件会社の業務に従事していたにとどまるというのであるから、本件贈与を受けた時において、本件香港居宅は生活の本拠たる実体を有していたものというべきであり、本件杉並居宅が生活の本拠たる実体を有していたということとはできない。」

源泉地の判定 1/3

所得税法第百六十一条 この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

一 非居住者が恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該恒久的施設が当該非居住者から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該恒久的施設が果たす機能、当該恒久的施設において使用する資産、当該恒久的施設と当該非居住者の事業場等（当該非居住者の事業に係る事業場その他これに準ずるものとして政令で定めるものであつて当該恒久的施設以外のものをいう。次項及び次条第二項において同じ。）との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該恒久的施設に帰せられるべき所得（当該恒久的施設の譲渡により生ずる所得を含む。）

二 国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得（第八号から第十六号までに該当するものを除く。）

三 国内にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの

四 民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約（これに類するものとして政令で定める契約を含む。以下この号において同じ。）に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる利益で当該組合契約に基づいて配分を受けるもののうち政令で定めるもの

五 国内にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物の譲渡による対価（政令で定めるものを除く。）

六 国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業で政令で定めるものを行う者が受ける当該人的役務の提供に係る対価

七 国内にある不動産、国内にある不動産の上に存する権利若しくは採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の規定による採石権の貸付け（地上権又は採石権の設定その他他人に不動産、不動産の上に存する権利又は採石権を使用させる一切の行為を含む。）、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の規定による租鉱権の設定又は居住者若しくは内国法人に対する船舶若しくは航空機の貸付けによる対価

源泉地の判定 2/3

八 第二十三条第一項(利子所得)に規定する利子等のうち次に掲げるもの

イ 日本国の国債若しくは地方債又は内国法人の発行する債券の利子

ロ 外国法人の発行する債券の利子のうち当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るもの

ハ 国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの(以下この編において「営業所」という。)に預け入れられた預貯金の利子

ニ 国内にある営業所に信託された合同運用信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託の収益の分配

九 第二十四条第一項(配当所得)に規定する配当等のうち次に掲げるもの

イ 内国法人から受ける第二十四条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は基金利息

ロ 国内にある営業所に信託された投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)又は特定受益証券発行信託の収益の分配

十 国内において業務を行う者に対する貸付金(これに準ずるものを含む。)で当該業務に係るものの利子(政令で定める利子を除き、債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。)

十一 国内において業務を行う者から受ける次に掲げる使用料又は対価で当該業務に係るもの

イ～ハ略

源泉地の判定 3/3

十二 次に掲げる給与、報酬又は年金

イ 俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与その他の人的役務の提供に対する報酬のうち、国内において行う勤務その他の人的役務の提供(内国法人の役員として国外において行う勤務その他の政令で定める人的役務の提供を含む。)に基因するもの

ロ 第三十五条第三項(公的年金等の定義)に規定する公的年金等(政令で定めるものを除く。)

ハ 第三十条第一項(退職所得)に規定する退職手当等のうちその支払を受ける者が居住者であつた期間に行つた勤務その他の人的役務の提供(内国法人の役員として非居住者であつた期間に行つた勤務その他の政令で定める人的役務の提供を含む。)に基因するもの

十三 国内において行う事業の広告宣伝のための賞金として政令で定めるもの

十四 国内にある営業所又は国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結した保険業法第二条第三項(定義)に規定する生命保険会社又は同条第四項に規定する損害保険会社の締結する保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金(略)で第十二号ロに該当するもの以外のもの(略)

十五 次に掲げる給付補填金、利息、利益又は差益 イ～ヘ 略

十六 国内において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約(これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。)に基づいて受ける利益の分配

十七 前各号に掲げるもののほかその源泉が国内にある所得として政令で定めるもの

二重課税発生之余地

以下の原因により、複数の国による課税(二重課税)を生じる余地がある。

(1)居住地課税の競合

(2)源泉地課税の競合

(3)居住地課税と源泉地課税の競合

↓

各国は、租税条約により、二重課税の軽減に取り組んでいる。

・租税条約は、所得の性質ごとに、源泉地がどこなのか、どちらの国が課税権を譲歩するのか、などについて定めている(OECDモデル租税条約6～21条)。

・それでも二重課税を生じる場合には、最終的に居住地国が二重課税を救済する(OECDモデル租税条約23条)。

わが国は、外国税額控除方式により自国の所得税から外国所得税を控除する。

II アメリカ合衆国州税における 居住地課税と源泉地課税

居住地課税と源泉地課税

各州は課税立法権を有するが、合衆国憲法による制約を受ける。

合衆国憲法修正14条1節

No State shall make or enforce any law which shall abridge the privileges or immunities of citizens of the United States; nor shall any State deprive any person of life, liberty, or property, without due process of law…

.(いかなる州も、アメリカ合衆国市民の特権または免除権を制限する法をつくりまたは強制してはならない。いかなる州も、法の適正手続きなしに個人の生命・自由または財産を奪ってはならない。

合衆国憲法1条8節3項(通商条項)

The Congress shall have Power … to regulate Commerce with foreign Nations, and among the several States, and with the Indian Tribes…

(議会は、…州際通商を規制する権限…を有する)→州際通商を妨げる州課税は違反となる。

州税が通商条項に反しないための4つの基準(一高216頁)

①当該州との実質的結びつき(substantial nexus)があること、②配賦が適正であること、③差別的でないこと、④当該州の提供するサービスと適正な関連があること

→居住者に対して所得の源泉地に関わらず課税すること(居住地課税)、非居住者に対して州内で稼得された所得に対して課税すること(源泉地課税)は、許容される。

居住地課税の競合

各州における居住地の判定

各州の居住地(residence)の定義は、以下の5つの概念のうち1つまたは複数の組み合わせである。

- ①domicile
- ②一時的な目的以外の目的のために州に滞在すること
- ③一定期間(6ヶ月、7ヶ月、9ヶ月)州に滞在すること
- ④恒久的または一定期間、住まい(place of abode)を有すること
- ⑤③と④の組み合わせ(恒久的な住まいを有するとともに一定期間滞在すること)

↓

domicileの判定

納税者の家族が住んでいる場所、財産の所在地、投票する州、銀行口座の開設地、医療・法律・会計などの専門的役務提供を受ける場所、社会的関係の確立などは、納税者の主観的な意思を客観的に示すものとして、重視されている。

↓

「居住地」の定義は統一されておらず、その要素は重複している。

居住地課税の競合

→居住地課税の競合

例) ニューヨーク州に所在する投資銀行の銀行員は、ニュージャージー州に住んでいる。しかし、ニューヨークに居所(abode)を有しており、1年の半数超をそこで過ごしている。

→ ニューヨーク州もニュージャージー州も彼を居住者として扱う可能性がある。

なお、居住地課税の競合による二重課税は、おそらく合衆国憲法違反でない。

(参考) 遺産税について住所が重複することによる二重課税が許容されることを示したものとして、Texas v. Florida, 306 U.S. 398, 59 S. Ct. 563(1938)

「被相続人がその州に domiciled である場合には、2つ以上の州が適法に遺産税を被相続人の無形資産に課税することができる。」

源泉地課税の問題

(1) 源泉地の判断の困難さ

合衆国憲法の制約により、非居住者に対する課税は、州内の源泉から生じる所得に制限される。「州内の源泉から生じる所得」は、各州において具体的に定められている。

例) ニューヨーク州では、その州で稼得された報酬から生じる所得、その州においてなされた役務提供から生じる所得、その州においてなされた取引又は事業から生じる所得、その州に所在する財産から生じる所得。

→どこで役務提供がなされたと考えるべきか？

例) 納税者Xはニューヨークで教えており、コネチカットに自宅があった。週のうち授業がある日はニューヨークで教えるが、週の2日間はコネチカットの自宅で仕事をしていた。納税者は、1994年及び1995年の所得税について、所得を分割して申告した。ニューヨーク課税庁は、すべての所得に対して租税を課する事ができると主張。

ZELINSKY V. TAX APPEALS TRIBUNAL OF THE STATE OF NEW YORK, Court of Appeals of New York, 2003, 1 N.Y.3d 85, 801 N.E.2d 840, 769 N.Y.S.2d 464, cert. denied, 541 U.S.1009, 124 S.Ct.2068(2004)

(2) 所得の性質決定の困難さ

ニューヨーク州は、非居住者に対して、その州に所在する有形資産の販売または所有から生じる所得について租税を課することとするが、無形資産から得る所得については、当該無形資産が州内の事業に用いられているのでない限り、課税をすることができない。

→ある所得が無形資産による所得なのか、それとも有形資産又は役務提供による所得なのかが問題となる。

例) ニューヨークのアパートを売却した非居住者が、代金の未払い部分について担保付手形を発行し、利子を付した。納税者は、キャピタルゲインをニューヨーク所得として申告したが、利子については含めていなかった。ニューヨーク証券取引所のseatの売却から生じる代金を分割払いにしたことについて付した利子。

源泉地課税の問題

(3) 所得発生タイミングと受領のタイミングが異なる場合

例) A州居住者であるときに、年金保険料を控除して給与に対して課税がなされていた。退職後、B州の居住者となり、年金を受け取った。

Petersen v. Department of Revenue, 301 Or. 144, 714 P. 2d 869 (1986)

Daks v. Franchise Tax Bd., 73 Cal.App.4th 31, 85 Cal.Rptr.2d 927 (2d Dist. 1999)。

Idaho State Tax Comm'n v. Stang, 135 Idaho 800, 25 P.3d 113(2001);c, 860 A.2d 387 (Me. 2004).

→B州は課税をすることができる。しかし、居住者になる前に州外の源泉から生じた所得について課税をすることを許容することになる。

例) A州の居住者は、課税年度1において実現した所得について、内国歳入法典にしたがって課税を繰り延べた(不動産の交換)。そして、課税年度2になって、B州の居住者となってから、その所得を認識した。

→A州は課税権を有する。しかしながら、執行することが難しい。

一暦年中における居住地の変更

一暦年において居住地を変更する場合、ほとんどの州は、その納税者が居住者であった期間と非居住者であった期間とを区別して課税をする。

- ・居住者である期間について認められる免除や人的控除は、居住者である期間に対応する部分に按分される。
- ・非居住者である期間について認められる免除や人的控除は、全体所得のうちその州内所得に対応する部分に限定される。

↓

- ・2つの申告書を提出することを求める州がある。
- ・2つの申告書を要しない州においても、居住者である期間の所得と非居住者である期間の所得を決定することは必要である。

III わが国における個人住民税のあり方

課税管轄

均等割→**住所地と家屋敷所在地**

所得割・配当割：株式等譲渡所得割→**住所地**

利子割→**支払者の所在地**

↓

- (1) 住所地課税の競合が、生じうる。→次に検討
- (2) 源泉地課税と源泉地課税の競合は、生じない。
- (3) 源泉地課税と居住地課税の競合は、生じない。
- (4) 均等割の二重課税(住所地と家屋敷所在地)は、生じうる。

均等割の二重課税が許容されるかどうか争われた事例(広島地裁平成3年1月30日行集42巻1号184頁)

「当該道府県内に家屋敷等を有する個人でその所在市町村内に住所を有しない者の道府県民税均等割に関しては、市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして課税される(24条7項)。したがって、当該道府県との関係においては、複数の均等割の納税義務を負うことになる。

このような課税方式が設けられたのは、いずれの市町村または行政区が賦課徴収を行うべきかを定めることを断念して、重複を構わないこととしたものである。」

(参照条文)道府県民税

地方税法第24条 道府県民税は、第一号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により…第二号…に掲げる者に対しては均等割額により…第五号に掲げる者に対しては利子割額により、第六号に掲げる者に対しては配当割額により、第七号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額により課する。

- 一 道府県内に住所を有する個人
- 二 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者
- 五 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で道府県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける個人
- 六 特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において道府県内に住所を有するもの
- 七 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において道府県内に住所を有するもの

2 前項第一号、第六号及び第七号の道府県内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、その道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に記録されている者(第二百九十四条第三項の規定により当該住民基本台帳に記録されているものとみなされる者を含み、同条第四項に規定する者を除く。)をいう。

3～6(略)

7 第一項第二号に掲げる者については、市町村民税を均等割により課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして道府県民税を課する。

(参照条文)市町村民税

地方税法第294条 市町村民税は、第一号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第二号…の者に対しては均等割額により、…課する。

一 市町村内に住所を有する個人

二 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者

2 前項第一号の市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

3 市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知つたときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない。

4 前項の規定により市町村民税を課された者に対しては、その者が記録されている住民基本台帳に係る市町村は、第二項の規定にかかわらず、市町村民税を課することができない。

住所地課税の競合は生じるか？

「住所を有する者」→住民基本台帳に記録されている者(294条2項、24条2項)。

ただし、住民基本台帳に記録されていない個人であっても、真実に住所を有する者である場合には、記録されているとみなして課税することができる(294条3項、24条2項)。

「みなし課税権」を発動する場合に、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該他の市町村に通知しなければならない(294条3項後段)。

→真実の「住所」地の所在する市町村(道府県)が課税管轄を有する。

その者が住民基本台帳に記録されている市町村(道府県)は、課税することができない。

ただし、複数の団体が、「その者の真実の住所地はその領域内にある」と主張して、住所の判定が競合することは理論的にはありうる。

しかし、住民税の課税にあたり、「住所」は、各人につき一個であると解されているため、裁判所において一個の「住所」が決定される。

→住所の競合による二重課税がなされる余地はかなり小さい(実際に複数の地方団体が課税をして争いとなった判決は見当たらなかった。ただし、二地域居住が進めば、現在よりはその可能性は高まる。)

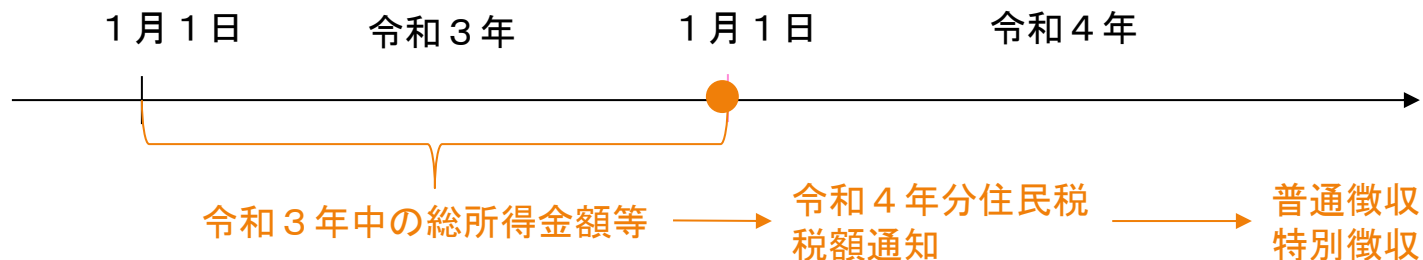
また、行政上二重課税がなされたとしても、司法において解決される。

(参考)個人住民税について「住所」の判定が争われた事例

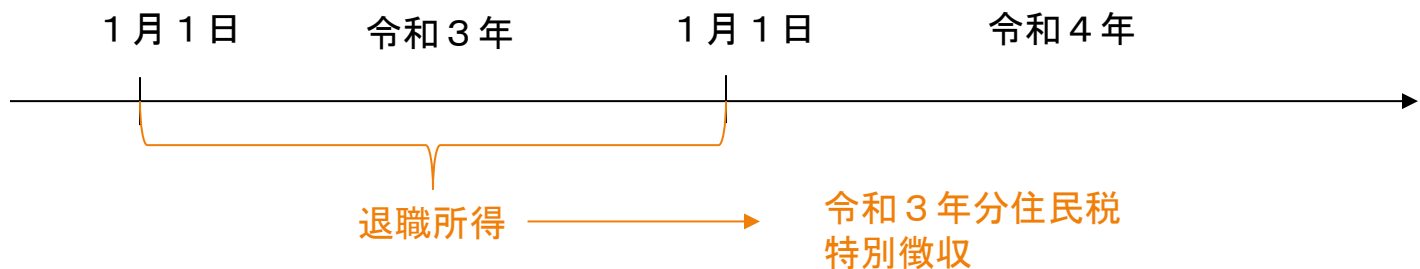
東京地方裁判所昭和45年3月9日、高知地方裁判所昭和58年6月27日判決(高松高等裁判所昭和59年7月4日判決、最高裁判所第二小法廷昭和60年10月11日判決)、東京地方裁判所平成19年5月15日判決(東京高等裁判所平成19年11月14日)、東京地方裁判所平成25年5月30日判決

一暦年中における住所の変更

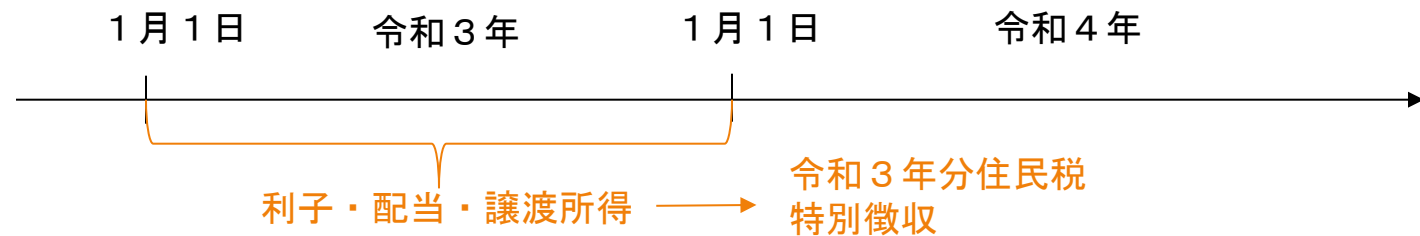
所得割



退職所得に係る所得割



利子割
配当割
譲渡所得割



一暦年中における住所の変更

一暦年中における住所の変更を個人住民税に反映させるなら…

- ・総所得金額を月数按分するとしたら、退職所得も月数按分するのか？
- ・利子割・配当割・株式譲渡所得割は？

特別徴収の段階では、その暦年が終了していないため、月数按分することができない。

- ・所得控除も月数按分するか？
- ・必要経費を月数按分するか？それとも収入と対応させるか？

参考文献

Walter Hellerstein et al., STATE AND LOCAL TAXATION CASES AND MATERIALS Eleventh Edition (WEST ACADEMIC, 2020)

碓井光明『要説 地方税のしくみと法』学陽書房(2001)

谷史郎「米国の州及び地方団体における個人所得税と我が国の個人住民税」地方税(2001)

増井良啓・宮崎裕子『国際租税法(第3版)』(2015)6頁

石田 和之「地方税制温故知新(第60回)個人住民税における特別徴収の意義」税 71(8) (2016)

難波悠「二地域居住における公共サービス負担に関する一考察」東洋大学PPP(2016)

<https://www.toyo.ac.jp/uploaded/attachment/19246.pdf>

柏木恵「外国人住民増加による個人住民税の課題」(2019)税74巻12号

一高龍司「米国州法人所得税における州間定式配賦と市場アプローチの浸透-役務関連所得の帰属等を巡る論考の紹介-」租税研究844号(2020)

横山直子「住民税の特徴をめぐる問題と方向性」税法学583号(2020)p.39-46

林宏昭「個人住民税の課題とあり方」税研36巻5号(2021)

個人住民税の現年課税化について

【令和2年度個人住民税検討会報告書】

5 今後の検討について

これまで本検討会においては、様々な角度から個人住民税の現年課税化について議論を続けてきたところであるが、今後、より具体的な検討を進めるためには、現在、急速に進んでいる企業や市町村におけるデジタル化、マイナンバーカードの普及などについて一定の進捗が見られた機会を捉え、制度的・実務的な課題、企業や市町村におけるシステム改修の必要性等について議論を行うことが適当と考える。

また、その他の課題として、切替年度における納税義務者の税負担の課題についても引き続き留意すべきであり、納税義務者の税負担に大きく影響を与えることから、過去の本検討会における検討結果も踏まえて、十分な議論が必要である。

【令和3年度個人住民税検討会報告書】

3 今後の検討について

個人住民税の現年課税化に向けた検討については、以上のようなことを踏まえつつ、納税義務者における負担の増加等に関する課題、企業における年末調整等における事務負担に関する課題、市町村における課税事務に関する課題等について、過去の検討状況も踏まえて、今後も十分な議論を行うことが必要であると考える。

現年課税化についての主な課題

- これまで本検討会においては、現年課税化に向けた以下のような課題について、特に、企業や市町村における事務負担の軽減に関する議論を行ってきた。

企業等

- ・ 納税団体の確定を市町村ではなく企業が行うこととなるため、**年初時点の住所を正確に把握する作業と責任が生じる。**
※ 年の途中で雇用された者について、年初時点の住所を正確に把握できるか。特に雇用者の出入りが多い業種にとって、大きな負担となるのではないか。
- ・ 所得税に加え、各従業員の**毎月の給与額に応じた住民税額を計算し、年初時点の各従業員の住所地市町村に納付する事務が生じる。**
- ・ **年末には、各従業員の人的控除申告を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う(年末調整)事務が生じる。** ※企業が年末調整を行わない市町村精算方式ではこの課題は生じない。
- ・ 報酬や原稿料等の支払時に、住民税についても源泉徴収することが必要となると考えられ、**報酬等を受ける者の年初時点の住所を正確に把握し、住所地市町村に納付する事務が新たに生じる。**

市町村

- ・ (年税額と源泉住民税額との差が生じるため)**市町村において追徴・還付事務が発生。**
※ 特に、企業が年末調整を行わない市町村精算方式では、市町村において大量の追徴・還付事務が発生する。

納税義務者

- ・ **現年課税への切替時に、移行前年の所得と移行年の所得の2年分の課税が発生。**

※ 1年分の納税で良い仕組みとする場合には、所得の発生年度を調整することが可能な所得(例:有価証券、不動産)について、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えるのではないか等の課題が生じる。

1月1日現在の住所地の確認について

- 現時点において、1月1日現在の住所地市町村を証明するための書類等は存在しないが、マイナポータル
の「わたしの情報」の「世帯情報」から、指定した日時点の住所地市町村の情報を把握することが可能。
- 当該機能を改良・活用することで、特別徴収義務者による従業員の1月1日時点の住所地市町村の把握に
活用できるのではないかと。
- ただし、住民票所在市町村以外に居住しており住登外課税されている場合には、確認することができない。



ログインして
「わたしの情報」
を選択



「世帯情報」を選択のうえ、
指定して取得を選択し、
指定の日時を入力



PDFファイルをダウンロード

帳票ID: RPK0401-001

帳票作成日: 2022年9月13日

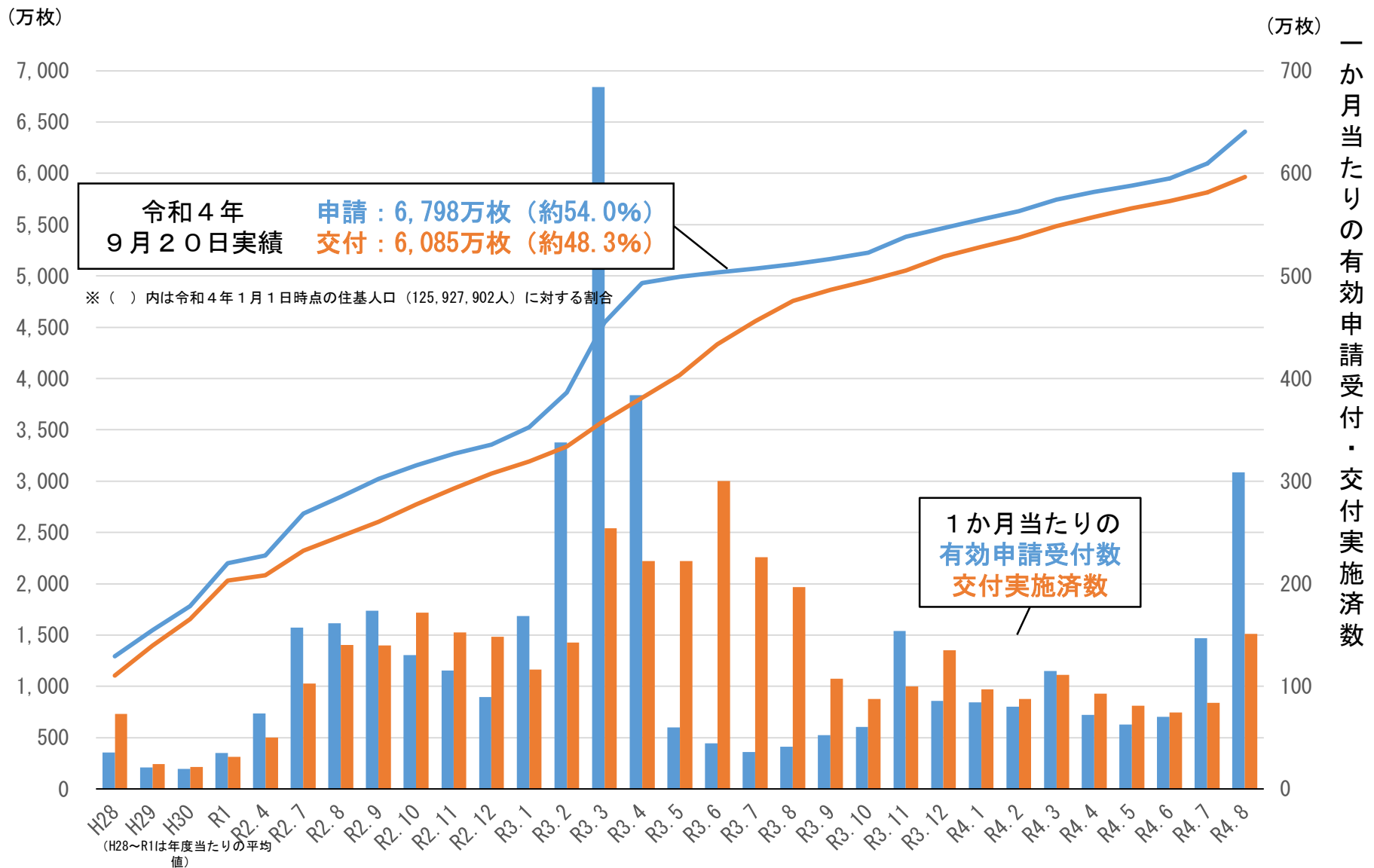
わたしの情報の確認結果

行政機関等	
行政機関等	東京都板橋区
特定個人情報等	
〔住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項〕	
項目名	内容
居住情報	
世帯主との続柄コード	世帯主
続柄コード1	
世帯番号	
処理状況	
確認日	2022年9月13日
分野	世帯情報
分野詳細	世帯情報
取得依頼対象日	2021年01月01日
確認者	野田善本人
処理状況	既処理
確認結果受領日	2022年9月13日
整理番号	0030099000011700-20220913180334-47cd56-01

項目名	内容
居住情報	
世帯主との続柄コード	
続柄コード1	世帯主
世帯番号	

⚠ 注意事項
・わたしの情報（自己情報）は、委託先機関（行政機関等が業務を委託した機関等）にも保持されている場合があります。

マイナンバーカードの申請・交付状況



マイナポータルを活用による事務負担の軽減

- 以下の控除等については、マイナポータルと連携してデータを一括取得することで、年末調整の各種申告書や所得税確定申告書に自動入力することができることとされている。

年末調整	・ 生命保険料控除、地震保険料控除、給与所得者の住宅ローン控除
確定申告	・ 医療費控除、ふるさと納税、生命保険料控除、地震保険料控除、住宅ローン控除、株式等に係る譲渡所得(特定口座年間取引報告書)

【事前準備の設定手順】

設定手順

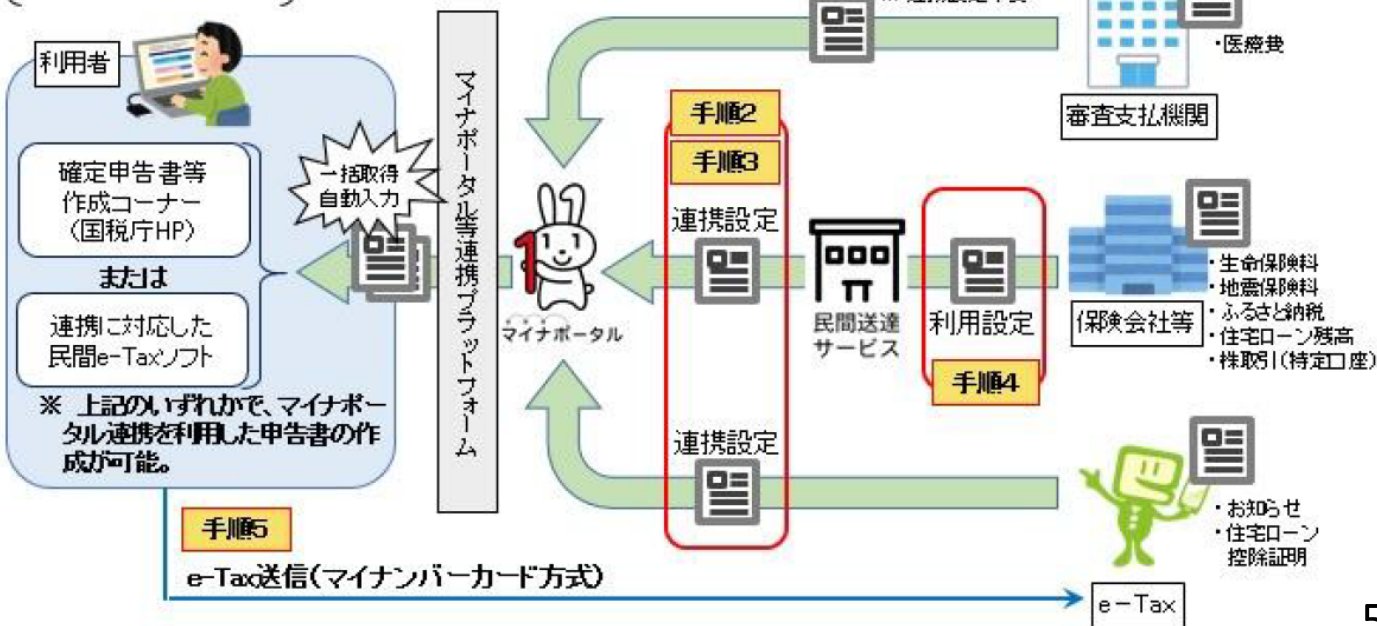
確定申告の事前準備のため、以下の5つの手順を進めます。

- 手順1**
加入している保険会社等がマイナポータル連携に対応しているか確認する
◎ 保険会社等の対応一覧 ◎
- 手順2**
取得したい証明書等を選択する
- 手順3**
保険会社等が対応している民間送達サービスを選択して連携する
- 手順4**
連携した民間送達サービスから保険会社等の利用設定をする
- 手順5**
e-Tax (マイナンバーカード方式) で確定申告する

- マイナポータルにおいて、マイナポータル連携に必要な事前設定を含めた準備について案内する専用ページを開発しています(令和4年1月から)。
- 専用ページでは、画面の案内に沿って進めることで、事前設定を完了することができます。(マイナポータル等連携プラットフォームは、マイナポータルから情報を一括取得するためのシステムです。利用者の方が個別に設定する必要はありません。)

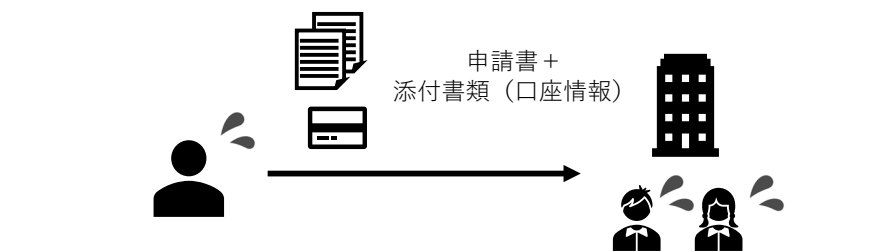
手順1 国税庁ホームページで、加入している保険会社等がマイナポータル連携に対応しているか確認。(注1)

マイナポータル連携の事務フローイメージ



公金受取口座登録制度

- 「公金受取口座登録制度」は、国民の皆様にも、今後の公金受取のための口座をマイナンバーとともに登録いただくことで、緊急時の給付金をはじめ、様々な公的給付の支給に利用できるようにするもの。
 - 3月28日より、マイナンバーカードを利用してマイナポータルから公金受取口座の登録等が可能となっている。
 - 給付事務における登録口座情報の利用については、10月11日より運用開始予定。
- ※ デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年（2022年）6月7日）においては、「公金受取口座の登録を推進するとともに、行政機関による登録口座情報の利用の仕組みについて令和4年度（2022年度）中の運用開始を目指す。」とされている。

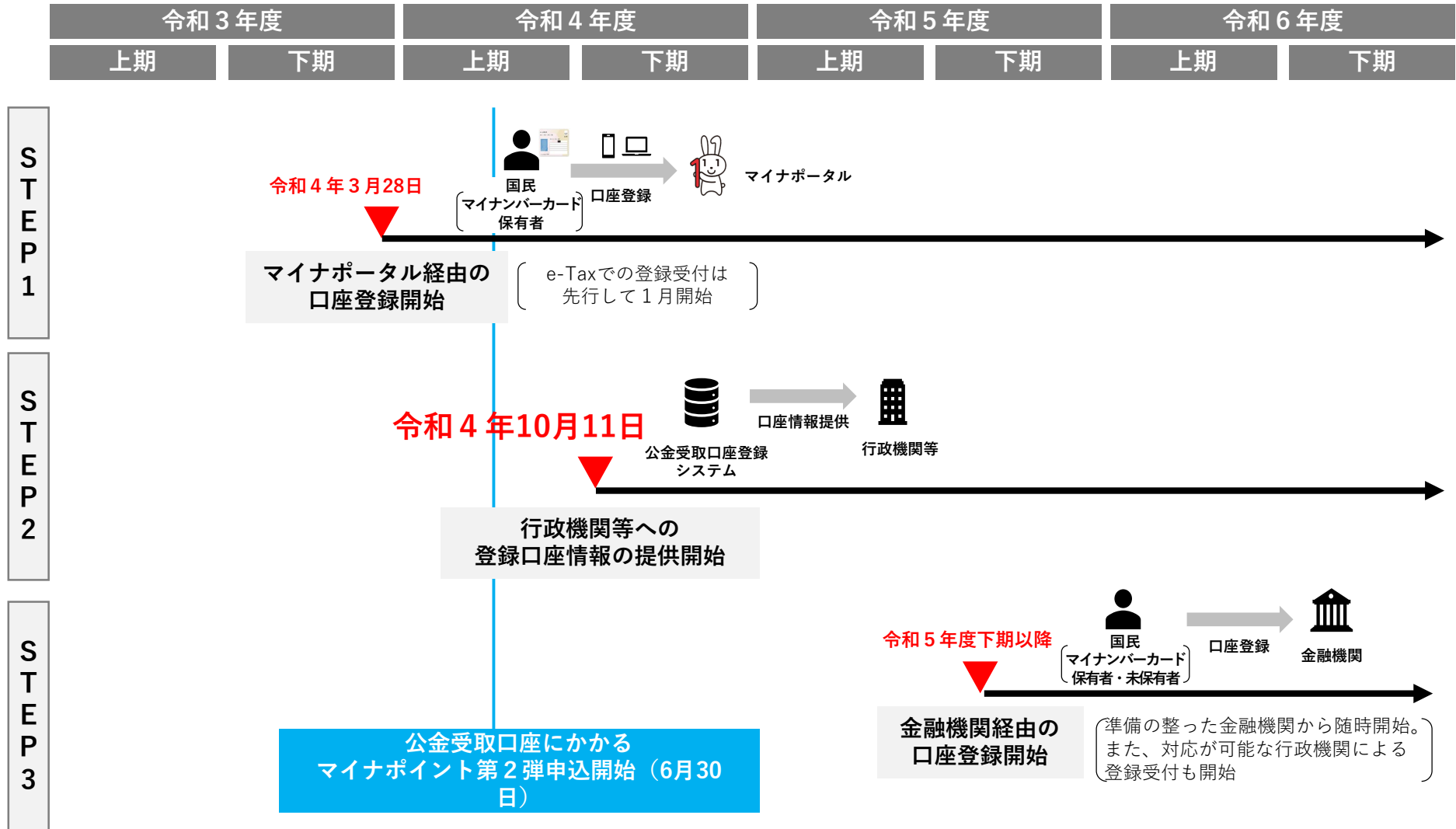


国民	行政機関等
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 申請書に加えて、通帳の写し等の添付書類を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 行政機関等職員は申請書ごとに口座情報の確認作業も必要



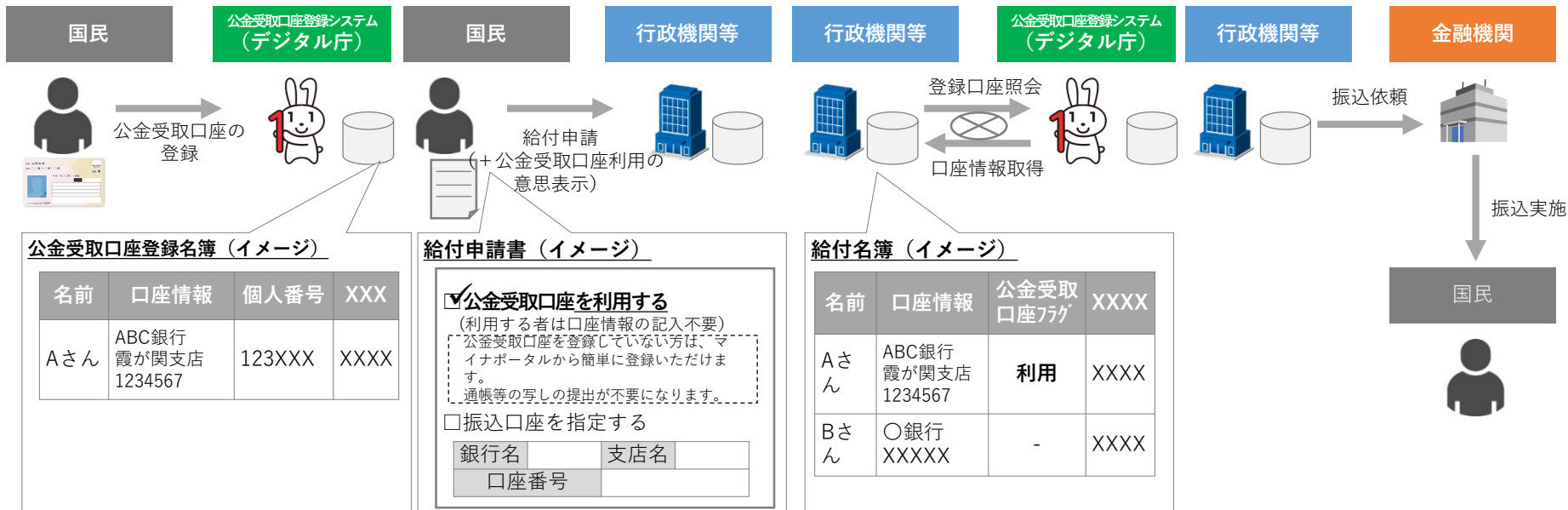
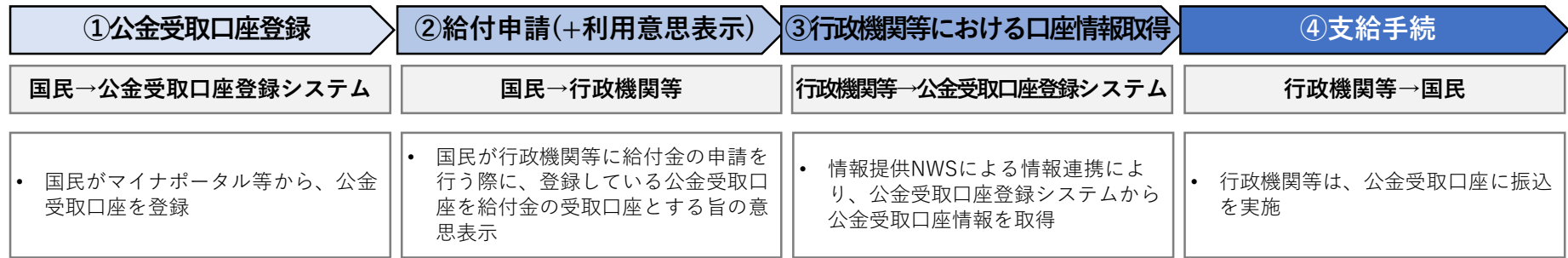
国民	行政機関等
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 口座情報の添付書類が不要 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 口座情報の確認が不要となり、給付事務が簡素化 ✓ 登録口座は口座存在確認済みのため、振込不能にならない

公金受取口座登録制度に関するスケジュール



公金受取口座情報の活用フロー

- 公金受取口座を登録している国民は、給付金の申請をする際に、口座情報の記入や通帳の写しの提出などが不要となる。
- 給付主体である行政機関等は、情報提供NWSにより、デジタル庁より公金受取口座情報を取得し、当該口座を給付金の支給に活用することができる。



公金受取口座登録名簿 (イメージ)

名前	口座情報	個人番号	XXX
Aさん	ABC銀行 霞が関支店 1234567	123XXX	XXXX

給付申請書 (イメージ)

公金受取口座を利用する
(利用する者は口座情報の記入不要)
 公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。
 通帳等の写しの提出が不要になります。

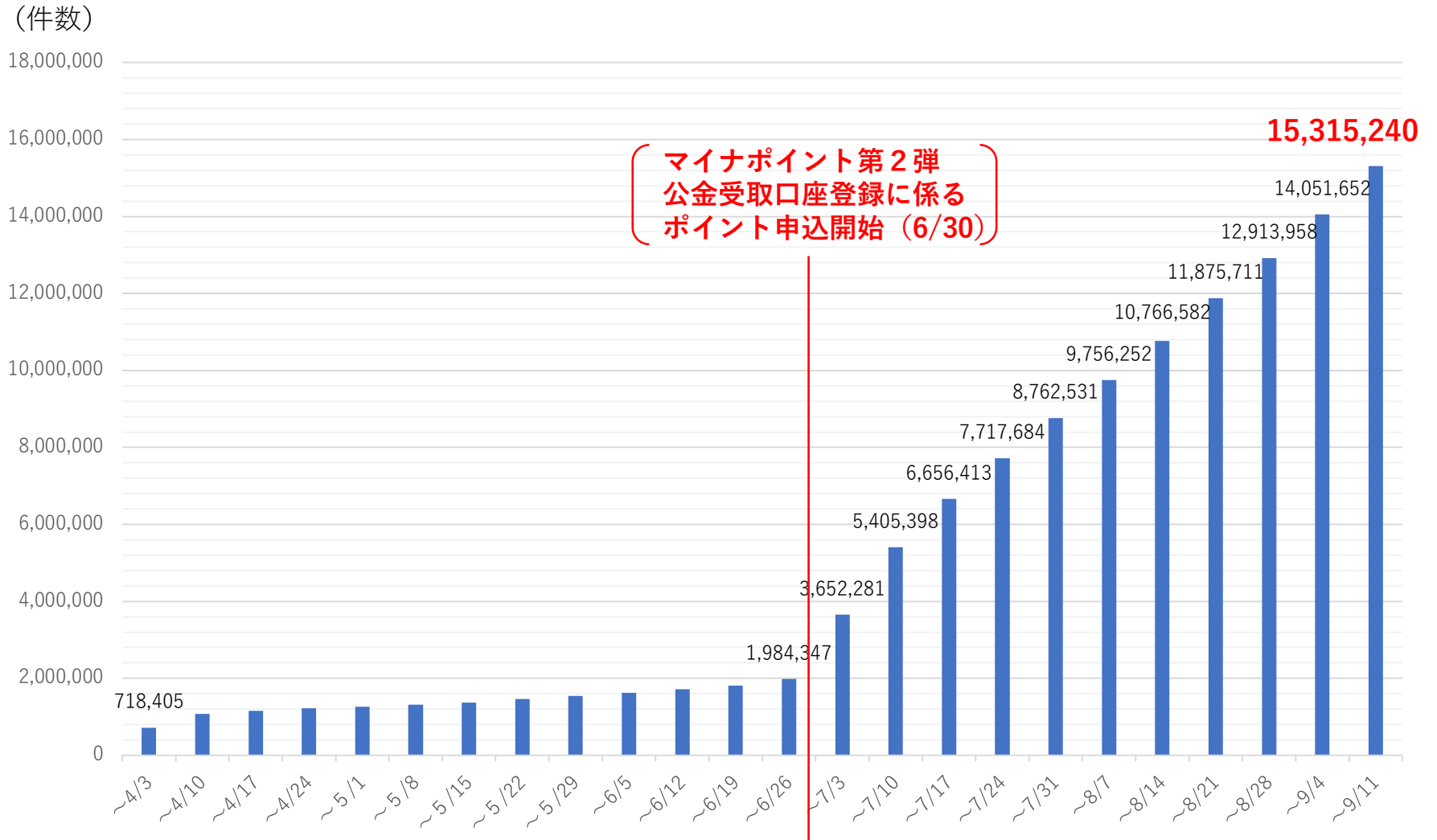
振込口座を指定する

銀行名	支店名
口座番号	

給付名簿 (イメージ)

名前	口座情報	公金受取 口座有/否	XXXX
Aさん	ABC銀行 霞が関支店 1234567	利用	XXXX
Bさん	○銀行 XXXXX	-	XXXX

公金受取口座の登録件数推移



地方税共通納税システムについて

- 令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、eLTAXを通じた電子納税が可能。
- 特別徴収義務者は、合計税額をeLTAXに送金することで、複数地方団体への「まとめ納付」が可能。

概要

<主なメリット>

納税者

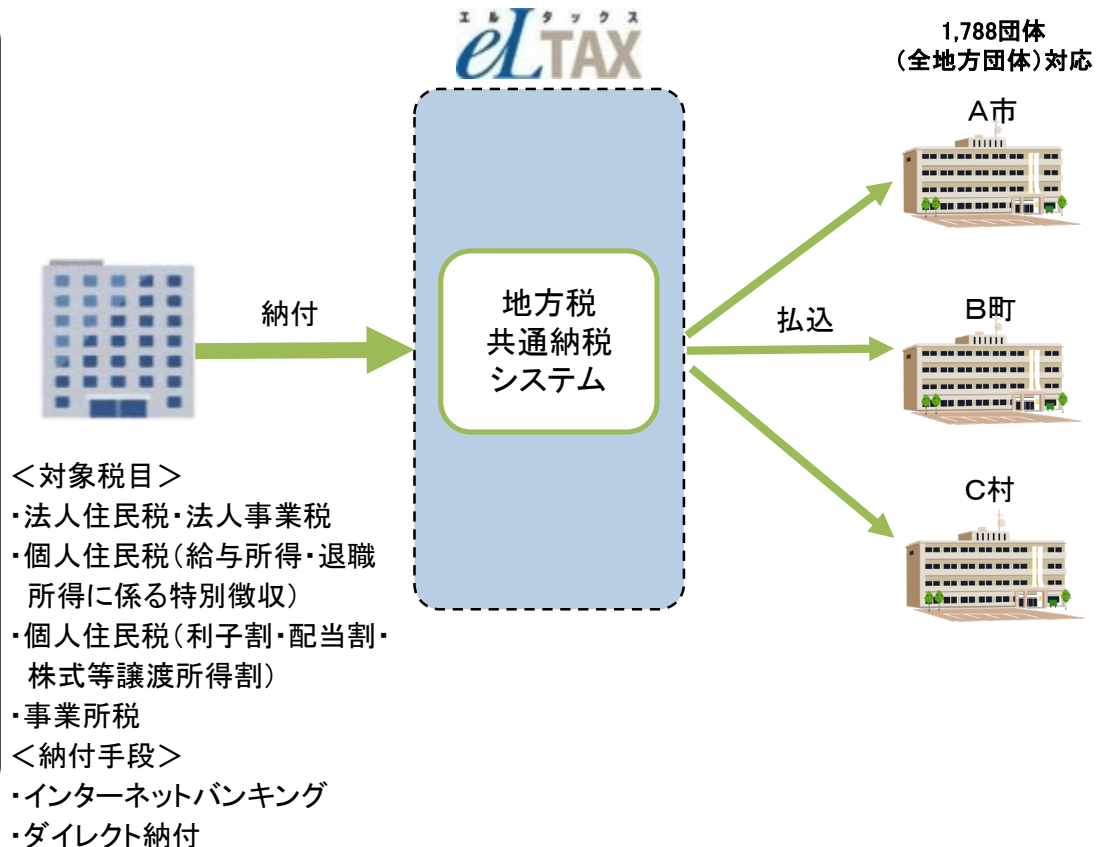
- 対象税目について、全ての地方団体に対して電子納税可能
- 合計税額をeLTAXに送金することで、複数地方団体への「まとめ納付」が可能

金融機関

- 窓口来訪者の減少による窓口業務の負担軽減
- 領収済通知書の処理に係る負担軽減

地方団体

- 納付書の封入作業等の負担軽減
- 印刷費、郵送費等の負担軽減



地方税共通納税システムの実績(個人住民税(特別徴収分))

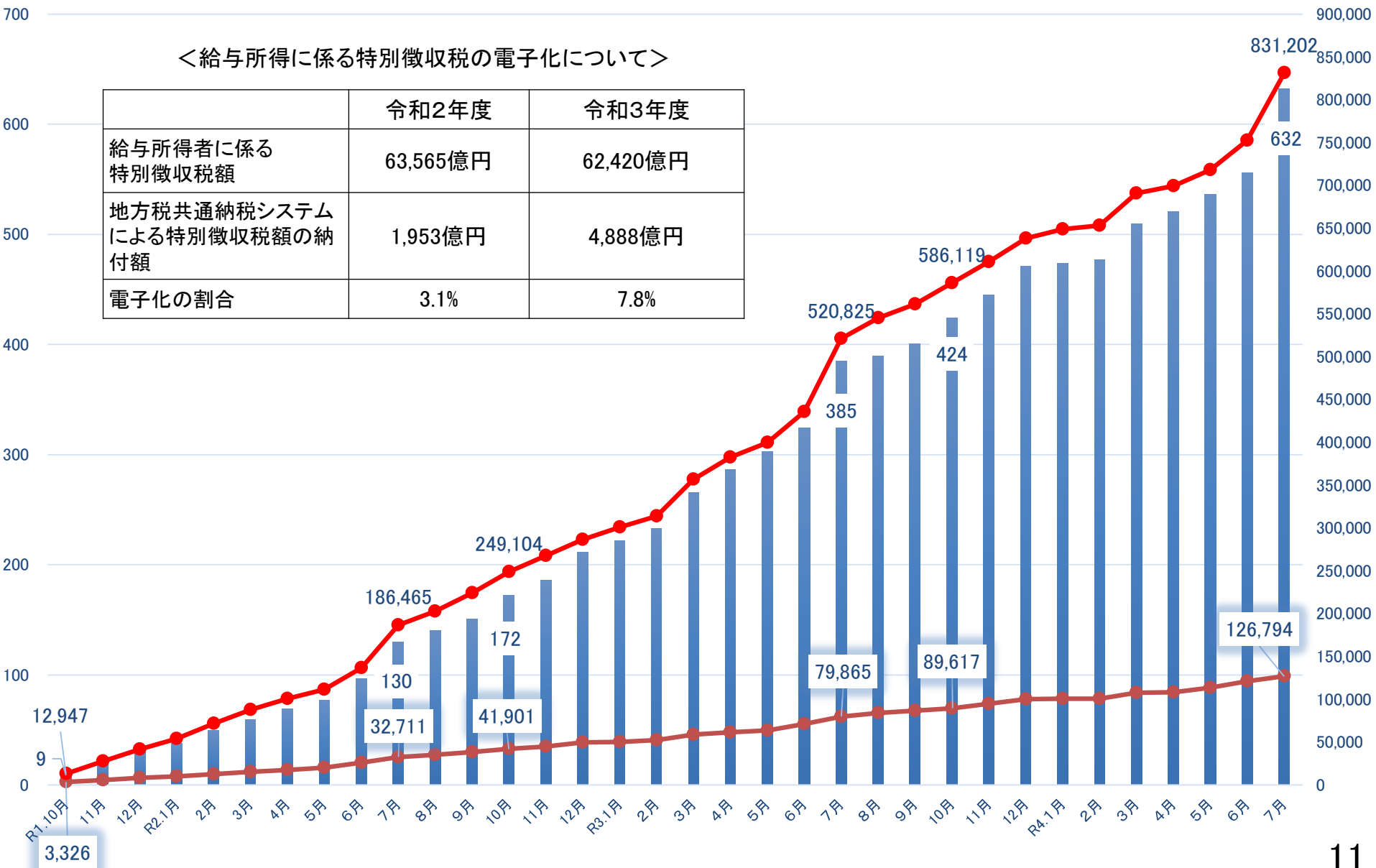
(億円)

■ 納付額 ● 納付件数 ● 払込件数

(件)

<給与所得に係る特別徴収税の電子化について>

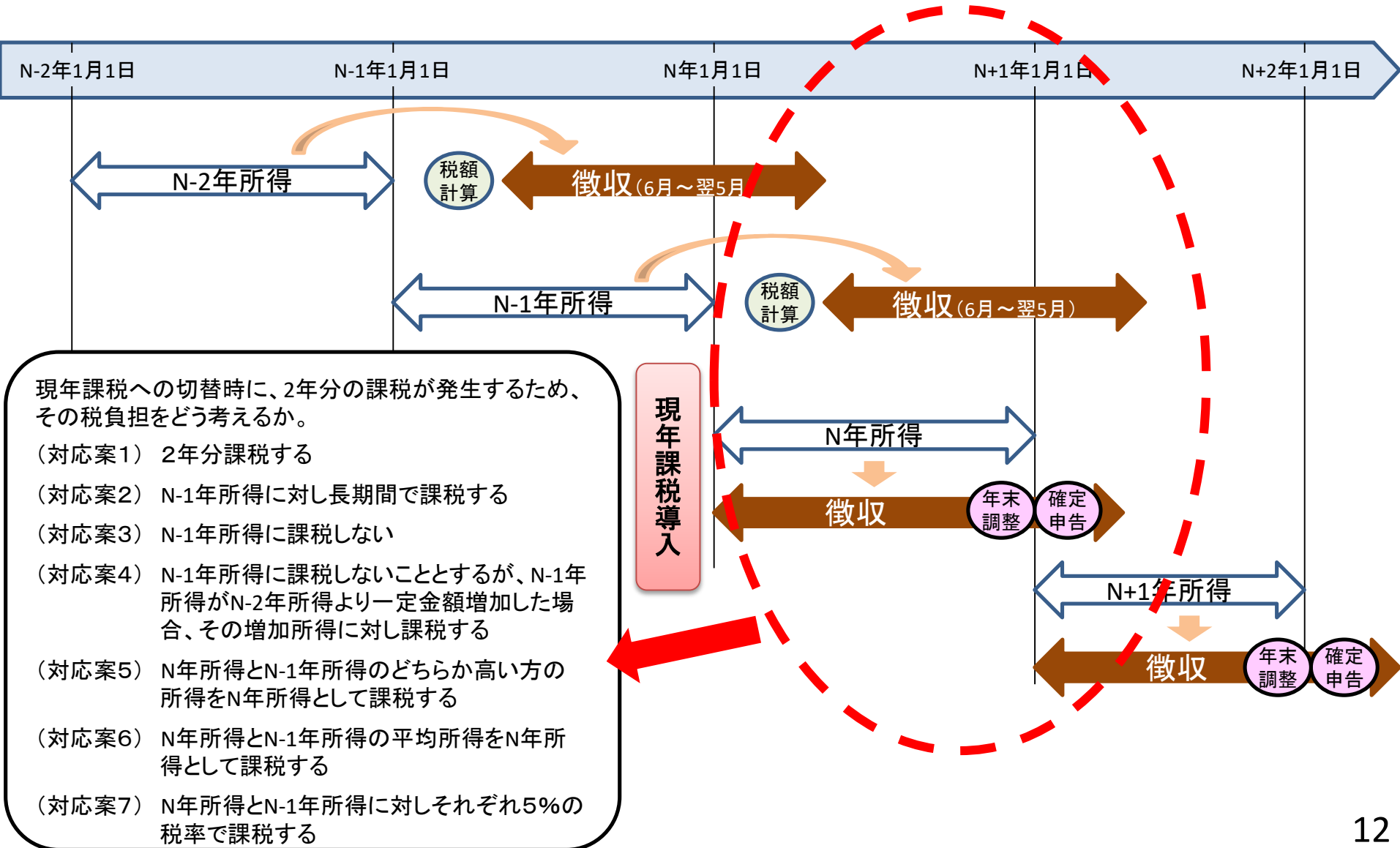
	令和2年度	令和3年度
給与所得者に係る特別徴収税額	63,565億円	62,420億円
地方税共通納税システムによる特別徴収税額の納付額	1,953億円	4,888億円
電子化の割合	3.1%	7.8%



切替年度の税負担のあり方

N年所得から現年課税を導入する場合

(所得税と同様、源泉徴収方式による現年課税を行った場合のイメージ)



現年課税への切替時に、2年分の課税が発生するため、その税負担をどう考えるか。

- (対応案1) 2年分課税する
- (対応案2) N-1年所得に対し長期間で課税する
- (対応案3) N-1年所得に課税しない
- (対応案4) N-1年所得に課税しないこととするが、N-1年所得がN-2年所得より一定金額増加した場合、その増加所得に対し課税する
- (対応案5) N年所得とN-1年所得のどちらか高い方の所得をN年所得として課税する
- (対応案6) N年所得とN-1年所得の平均所得をN年所得として課税する
- (対応案7) N年所得とN-1年所得に対しそれぞれ5%の税率で課税する

切替年度の税負担のあり方

- N年分所得から現年課税を導入した場合、N年度に課税される個人住民税のうち、N-1年分所得に係る個人住民税を非課税とすると、課税されないこととなる個人住民税の税額は、個人の所得の状況によって異なる。

(例)

	N-1年	N年	N+1年
A 年齢21歳 独身	年収 100万円 個人住民税 0万円	年収 300万円 個人住民税 0万円 11.65万円 N-1年分 N年分	年収 300万円 個人住民税 11.65万円
B 年齢28歳 夫婦子1人	年収 400万円 個人住民税 14万円	年収 400万円 個人住民税 14万円 14万円 N-1年分 N年分	年収 400万円 個人住民税 14万円
C 年齢30歳 独身	年収 2,000万円 個人住民税 14万円	年収 400万円 個人住民税 146.45万円 14万円 N-1年分 N年分	年収 400万円 個人住民税 14万円
D 年齢55歳 夫婦	年収 2,000万円 個人住民税 146.65万円	年収 2,000万円 個人住民税 146.45万円 146.65万円 N-1年分 N年分	年収 2,000万円 個人住民税 146.45万円
E 年齢64歳 夫婦	年収 150万円 個人住民税 61.45万円	年収 150万円 個人住民税 0万円 0円 N-1年分 N年分	年収 150万円 個人住民税 0万円

N-2年分に退職(その年の所得が1,000万円の場合)

N-1年分 N年分

切替年度の税負担に係る各対応案の検討

	内容	留意点
対応案1	2年分課税する	<ul style="list-style-type: none"> ●年間の税負担が大幅に増えるため、納税者の理解が得られるか。
対応案2	N-1年所得に対し複数年かけて課税する	<ul style="list-style-type: none"> ●年間の税負担が増えるため、納税者の理解が得られるか。 ●定年退職した場合など、収入が大きく減少した後も長期間課税されることになる。
対応案3	N-1年所得に課税しない	<ul style="list-style-type: none"> ●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。 ●資産性所得など年度間変動が大きい所得について、現年課税導入の時期により納税者間で不公平が生じる。 ●所得の発生年度を調整することが可能な所得については、課税されない年度に所得を発生させることが可能となり、経済活動に影響を与える可能性がある。
対応案4	N-1年所得に課税しないこととするが、N-1年所得がN-2年所得より一定金額増加した場合、その増加所得に対し課税する	<ul style="list-style-type: none"> ●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。
対応案5	N年所得とN-1年所得のどちらか高い方の所得をN年所得として課税する	<ul style="list-style-type: none"> ●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。 ●N年所得とN-1年所得の調整が必要となり、事務が煩雑となる。 (N年所得に係る年末調整時や確定申告時又はN年所得確定後に市町村が調整する必要)
対応案6	N年所得とN-1年所得の平均所得をN年所得として課税する	<ul style="list-style-type: none"> ●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。 ●N年所得とN-1年所得の調整が必要となり、事務が煩雑となる。 (N年所得に係る年末調整時や確定申告時又はN年所得確定後に市町村が調整する必要)
対応案7	N年所得とN-1年所得に対しそれぞれ5%の税率で課税する	<ul style="list-style-type: none"> ●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、軽減される税額に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、軽減される税額がない)、世代間の不公平が生じる。 ●特別徴収義務者において、N年所得に対する源泉徴収とN-1年所得に対する特別徴収が発生し、事務が煩雑となる。

(参考) 現年所得課税移行時における課税方法

■ 昭和22年所得税改正時(所得税完全現年課税化)の例

(1) 昭和22年以前の課税方式

- ① 賦課課税(前年所得課税)・・・不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得
- ② 源泉課税(現年所得課税)・・・勤労所得、配当利子所得、退職所得

(2) 昭和22年改正

所得税においては、賦課課税方式(前年所得課税)をとっていた所得についても、昭和22年改正により、申告納税方式にするとともに、現年所得課税方式に移行。

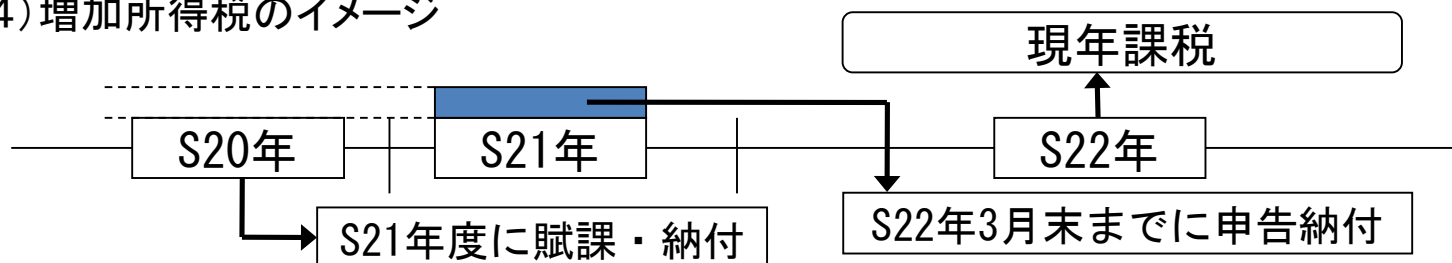
※ 制度移行時における課税関係

- ・昭和21年＝前年所得課税方式 ⇒ 昭和20年中の所得に対して課税
- ・昭和22年＝現年所得課税方式 ⇒ 昭和22年中の所得に対して課税

(3) 増加所得税の創設

昭和21年中の所得については、増加所得税(昭和21年中における所得と前年の所得とを比較して、一定金額(当時の金額で3000円)以上の金額で増加した者に対し、その増加所得を対象として一年限り課税する仕組み)を創設

(4) 増加所得税のイメージ



參考資料

令和3年度 個人住民税検討会における意見

(現年課税への切り替え年度の課題)

- ・ 現年度課税への切替え時の問題はきちんと整理しなければ、納税者の理解が得られないのではないか。
- ・ 消費税については、一般消費税等のいくつかの例を提示しながら導入した。現年課税化においても、導入時に2年間又は3年間の平均で課税することなど、選択肢を提示することをも良いのではないか。この検討会での議論も貴重な情報となるのではないか。
- ・ 現年課税化する際には、1年間分の課税を免除することとしても大きな影響はないのではないか。一般的に、その年の個人住民税について、いつの所得に対する課税なのかはあまり意識されておらず、退職の翌年度などに、税負担を重く感じて初めて意識するのではないか。ただし、所得の移転可能性や労働供給への影響など、現年課税化を実現する際に留意が必要なこともある。また、諸外国の状況についても留意する必要があるのではないか。
- ・ 現年課税化を行う際にある年分の所得を非課税とすることとした場合には、例えば金融所得、土地、建物等の売却時期を調整できる所得について、非課税になる年に所得を集めることが予見されることなど、留意が必要ではないか。
- ・ 戦後、所得税の現年課税化の際には、2年間の平均で税を取るという仕組みであった。実務的な執行可能性も考える必要があるため万能ではないが、特定の年分の税を非課税にするよりは、平均を取るという方法は良いのではないか。
- ・ 現年課税化する際に、1年分の税を取らないこととするのは、所得のタイミングを調整できる人とそうでない人との間において公平性の問題が生じるのではないか。

(マイナンバーカード等の活用)

- ・ 今後、マイナンバーカードの普及や地方税納税システムの充実等により、どれだけ効率化できるのかという点も議論していく必要があるのではないか。
- ・ 現年課税化については、従業員の1月1日の住所把握が難しい上に、税額計算自体、事業者側も自治体側も納税負担がかかるため、対応が難しい状況である。今後、行政の手続が簡素化等の観点から、マイナンバー等を活用する方法の検討をしていくべき。また、出国者などの特例的な部分の検討は進めていくべき。

(諸外国の事例)

- ・ 現年課税化について、諸外国の状況の検討はしたのか。また、我が国に近い仕組みの国はあるのか。
- ・ 国際的に、前年度の所得により税額を確定して企業で特別徴収する課税方法は特殊だという認識をしていた。源泉徴収と年末調整だけで課税が完結する国はそんなに多くない。

(働き方に関する課題)

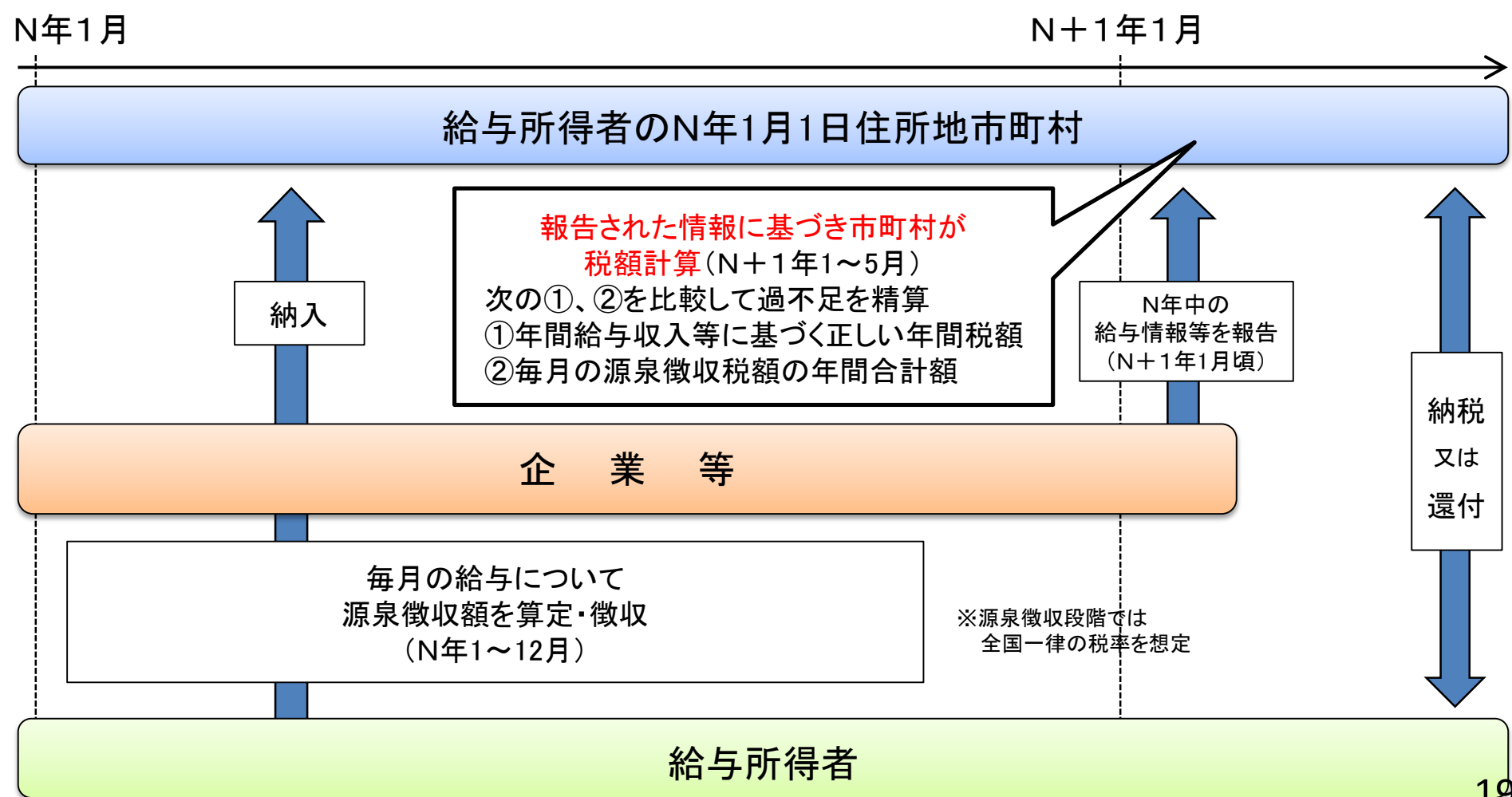
- ・ 従来、日本の労働慣行において退職は一生に1回だけであったところ、転職や海外赴任などの多様な働き方が生まれている。
- ・ 今後、副業する者について特別徴収をするのかという課題が生じた場合に、例えば、一律で徴収しておいて、把握している口座に調整分を返すという仕組みが良いのではないか。

(現年課税の検討の必要性)

- ・ 長年、議論が継続されており、実現には厳しいハードルがあるとは思いますが、政府の各種委員会や審議会においては、なぜやらないのかという意見があるため、どこかで思い切って取り組むことも必要となるのではないか。そうでなければ、諦めるということも検討すべきか。
- ・ 現年課税化は特別徴収を前提にした議論になるのではないか。その際には、所得税においても配慮してもらうなど、所得税と個人住民税をあわせた形で検討していくことが必要なのではないか。
- ・ 現年課税は中長期的に考えていくことが必要であるが、経過措置として、出国時の課税においては出国時を賦課期日にするなど、課税の特例的なものから検討してはどうか。

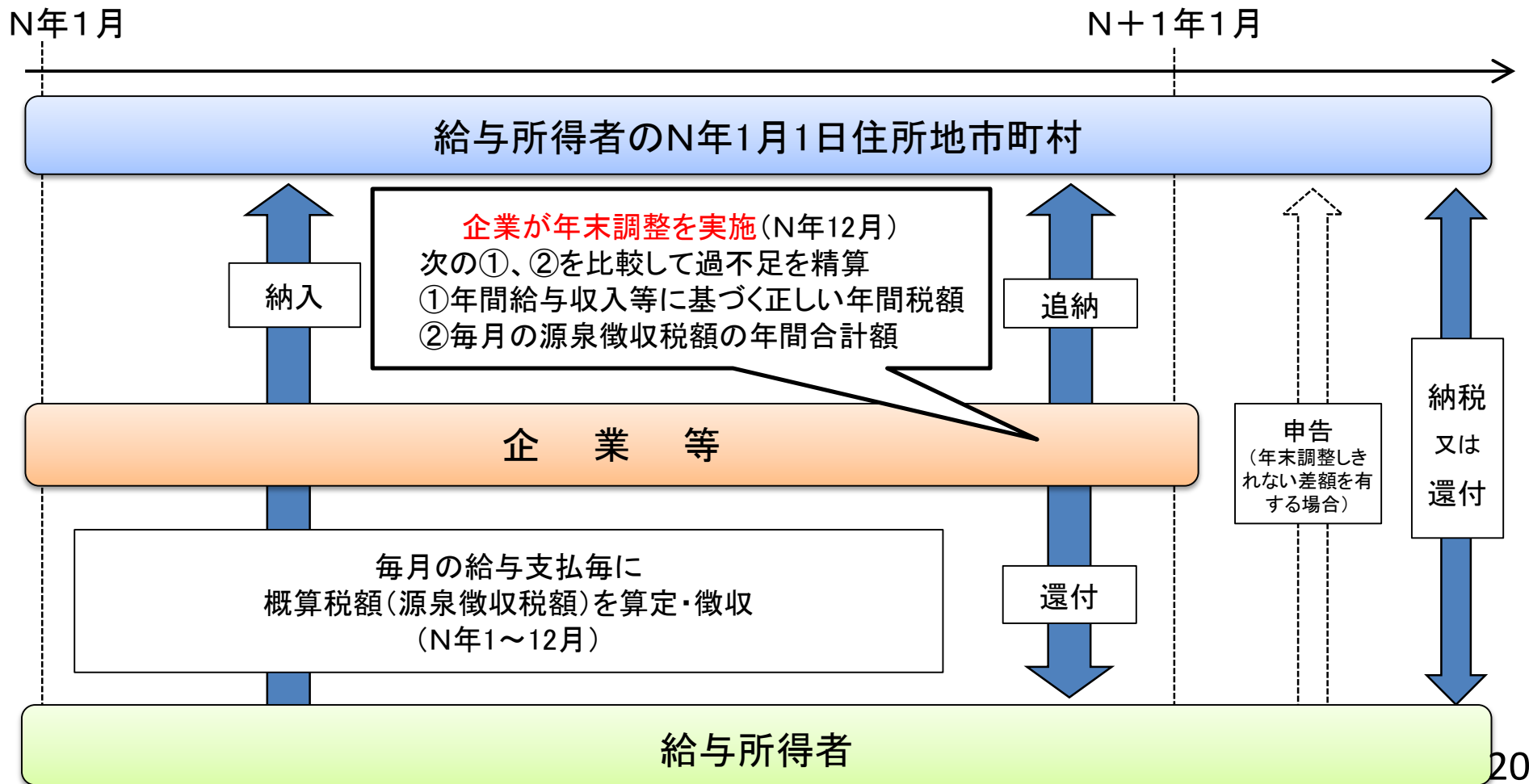
市町村精算方式(案)(給与所得者の場合)

- 所得税と同様の源泉徴収制度を導入するが、給報情報等に基づき、市町村が最終的な税額決定・精算。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。
- 企業等において年末調整を行う所得税方式と比較して、相対的に企業等の負担が小さい。



所得税方式(案)(給与所得者の場合)

- 所得税と同様の源泉徴収制度を個人住民税にも導入する。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。
- 年末調整の段階で、税率等の地方団体毎の独自事項及び人的控除を反映。



個人住民税の現年課税化に関する過去の議論

○長期税制のあり方についての答申(抄) 政府税制調査会 S43.7

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

○個人所得課税に関する論点整理(抄) 政府税制調査会 H17.6

個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

○平成22年度税制改正大綱 税制調査会 H21.12

個人住民税の所得割は前年所得を基準に課税しているため、収入が前年より大きく減少した人にとっては金銭的負担感が過重になります。納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、現年課税化についても検討を行います。

※平成23年度税制大綱(H22.12)においても同様の記述あり。

税制抜本改革法（抄）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年8月22日法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

- (1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
- (2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
- (3) 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

個人住民税検討会における現年課税に関する検討の経過

- 平成18年度
 - ・ 現年課税化により期待される効果及び問題点
 - ・ 導入する場合に考えられる方向性
- 平成20年度
 - ・ 源泉徴収義務者の事務負担等の現状
 - ・ 源泉徴収義務者等の事務負担の軽減の方策
- 平成21・22年度
 - ・ 源泉住民税制度・予定納税制度の導入 ※最終的に市町村が税額を確定し精算
- 平成23年度
 - ・ 所得税方式、市町村精算方式、予定納税方式(現行制度を維持し、希望する者のみ予定納税を認めるもの)
- 平成24年度
 - ・ 源泉徴収・特別徴収に係る給与支払者の事務負担の現状調査
 - ・ 所得税方式、市町村精算方式の中間的な案(市町村ごとに異なる事項は納税義務者が申告)の事務負担の変化
- 平成25年度
 - ・ 所得税方式、市町村精算方式における事務負担
- 平成26年度
 - ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者における懸念事項
- 平成27年度
 - ・ マイナンバー導入と現年課税化(マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担)
- 平成28年度
 - ・ 切替年度の税負担のあり方
- 平成29年度
 - ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者の事務負担と企業におけるIT化の状況
- 平成30年度
 - ・ マイナンバーカード・マイナポータルの利活用、企業におけるIT化の状況
- 令和元年度
 - ・ 市町村精算方式
(所得税と同様の源泉徴収制度としつつ、給与支払報告書情報等に基づき、市町村が最終的な税額決定・精算)
- 令和2年度
 - ・ 企業における年末調整事務の負担、住所地団体の把握や源泉徴収税額の納付、市町村における還付・追徴事務の負担、課税データを活用している各種制度への影響
- 令和3年度
 - ・ 過去の議論を踏まえた検討

(令和4年度) 第2回 個人住民税検討会議事概要

1 日 時 令和4年9月27日(火)14時00分～16時00分

2 場 所 合同庁舎2号館 904会議室

3 出席者 林座長、石田委員、江口委員、小畑委員、神山委員、齊藤委員、
坂巻委員、中村委員、平井委員、山内委員、吉本委員

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 住所地課税と源泉地課税の考え方について
- (3) 個人住民税の現年課税化について
- (4) 閉会

5 議事の経過

- 議題「住所地課税と源泉地課税の考え方について」に関して、坂巻委員からの発表の後、意見交換が行われた。
- 議題「個人住民税の現年課税化について」に関して、総務省からの説明の後、意見交換が行われた。

(「住所地課税と源泉地課税の考え方について」に関する主な意見等)

- 源泉地課税について
 - ・ 源泉地課税については、住所地と源泉地との税額の調整や勤務地が集中している首都圏に税収が集中するということが考えられるため、導入することは現実的に困難なのではないか。
 - ・ 二地域に居住している者の個人住民税について、源泉地課税と居住地課税の調整を考える上では、国際課税を参考にすることで、色々な理論的、法制度的な問題点や、潜在的な論点についても理解しやすいのではないか。
 - ・ 課税実務を考える上では簡素な仕組みであることが求められるため、現在の住所地課税の仕組みというものは理にかなったものなのではないか。
- 二地域居住等における個人住民税の配分について
 - ・ 仮に源泉地課税を突き詰めるのであれば、退職所得への課税については、勤務期間中に転勤などにより居住していた地域に対して、配分することが必要になるのではないか。

- ・ 個人住民税は、住民に対して課税するもの。法人住民税の法人税割の分割基準を参考に、個人住民税を分割することはあり得るのではないか。例えば、居住期間による分割が考えられないか。
- ・ 住んでいる地域が二ヶ所であるということであれば、個人住民税をそれぞれの住んでいる期間に応じて分割することが分かりやすいのではないか。ただし、実務的には、どれだけの期間住んで居るのかを把握することは難しい。

(「個人住民税の現年課税化について」に関する主な意見等)

○ 個人住民税における電子化について

- ・ デジタル化については、昨年と比べても、進んでいない状況にある。現在行われている、所得税の年末調整についても多大な負担になっている中で、個人住民税の現年課税課によって新たに年末調整を行う必要が生じることは、現状からすると難しいのではないか。
- ・ 公金振込口座を把握できることは、現年課税化への一つの要素になると認識しているが、例えば口座のない方が1割でもいれば、口座を把握するための事務量が相当程度発生するため、マイナンバーの一層の普及が必須である。
- ・ 公的振込口座の関係で、マイナンバーと口座の紐付けをしない人がいるため、使えないのではないかという話があるが、現在、デジタル給与の話が進んでおり、〇〇ペイで給与を支払うことができるようになっている。税金の還付についてもこの仕組みを利用することができるのではないか。

○ 事業者や地方団体の実務への影響

- ・ 課税地がどこになるかということについて、マイナポータルを使えば1月1日現在の住所が確認できるということだが、実際に居住しているかどうかは分からないと思う。現在のところ、住民登録がなくても実際に居住している団体が課税しているため、実務的には手間が増えるのではないか。
- ・ 現年課税化した場合の事務負担について、税金の徴収という観点からすると事務負担を担うのは本来的には地方団体であって、できる範囲で事業者にも担ってもらおうということなのではないか。

○ 切替年度について

- ・ 現年課税への切替年において、2年分の課税が発生することを前提に議論することには違和感がある。
- ・ 切替年度の問題は、課税ベースとしてカウントされないものが1年分あることについて問題視されてきたもの。しかし、制度を変更する際に、一時的にでも納税者の負担が増えることとすると社会的には受け入れられないと思われるため、何らかの調整をする必要があるのではないか。問題となるのは、分離課

税等の変動所得であり、給与所得などについては、2年分課税するという事にはならないのではないかと。

- 生涯の税負担、住民の負担公平性ということと考えた場合に、1年分の所得が課税ベースに入らないことについて、多くの納税義務者に理解が得られるかということが問題となるのではないかと。特定の世代だけに恩恵があるのであれば、対応を考えなければならないのではないかと。
- 現年課税化の切替年度において、2年度分の所得に課税する必要はないのではないかと。これまで検討されている複数案のうち、切替えた初年度における課税標準をどのように設定するのかという観点で考えることにより、選択肢を絞り込むこともできるのではないかと。
- 切替年度の徴収方法について、実務面でも課題があるのではないかと。
- 譲渡所得のように、所得の発生時期を切替年度の徴収のところへ操作が可能なものの取扱いについては検討が必要と。

○ その他の課題

- これまで給与所得者を中心に検討してきたが、個人事業主等も念頭に検討を行うべきではないかと。個人事業主については、予定納税などの措置が必要になると思うが、個人住民税は、賦課課税とされていることとの整理が必要と。
- 現年課税化する場合に、賦課課税とするか申告税とするかは整理が必要と。固定資産税の償却資産については、申告義務が課されているが賦課課税とされている事例が既に存在しており、参考になるのではないかと。

(以上)